

令和8年度 第七中学校代替校舎への移転に伴うバス通学費の補助について

第七中学校の生徒は、校舎建て替え工事期間中、通学域外にある令和小学校跡施設を代替校舎として通学します。これに伴い徒歩通学が困難と判断される区域に住む生徒に対し、通学で利用するバスの費用を補助します。なお、補助は令和8年4月1日から令和11年8月31日（代替校舎利用期間）まで実施します。

1 補助対象者

以下の区域（代替校舎からおおむね2km離れている）に住む生徒

- ・江原町2丁目6～12番、15～31番
- ・江原町3丁目15番～39番
- ・江古田3丁目14、15番

2 令和8年度補助対象者の補助期間

- (1) 中学1年生（新入生）：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
 - (2) 中学2年生 ：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
 - (3) 中学3年生 ：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ※通学定期券を購入する際は、上記の期間を越えないようご注意ください。

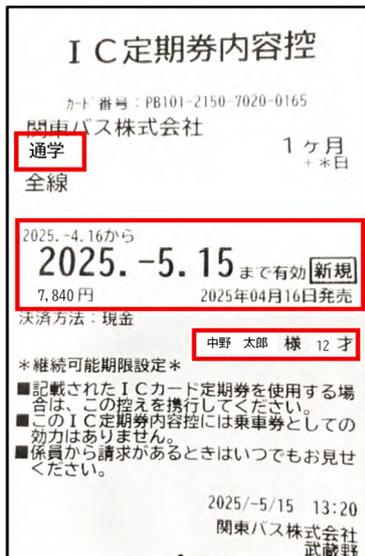
3 補助の内容

関東バスのIC通学定期券の購入費用の2/3（百円未満切捨）

【例】購入費用が22,340円だった場合、補助額は14,800円

4 申請に必要なもの

IC定期券内容控の画像データ（通学定期券であること、利用期間、金額、利用者が記載されているもの）



【IC定期券内容控の例】

購入後、すぐに画像データとして写真を撮ってください。

(3) 購入可能場所（営業時間はそれぞれ異なりますので事前にご確認ください）

- ・ 関東バス丸山営業所（中野区江古田 1-40-2）
- ・ 中野駅北口案内所（中野区中野 5-31）※土日は営業していません。

(4) 新学期開始前に購入する場合【在校生のみ】

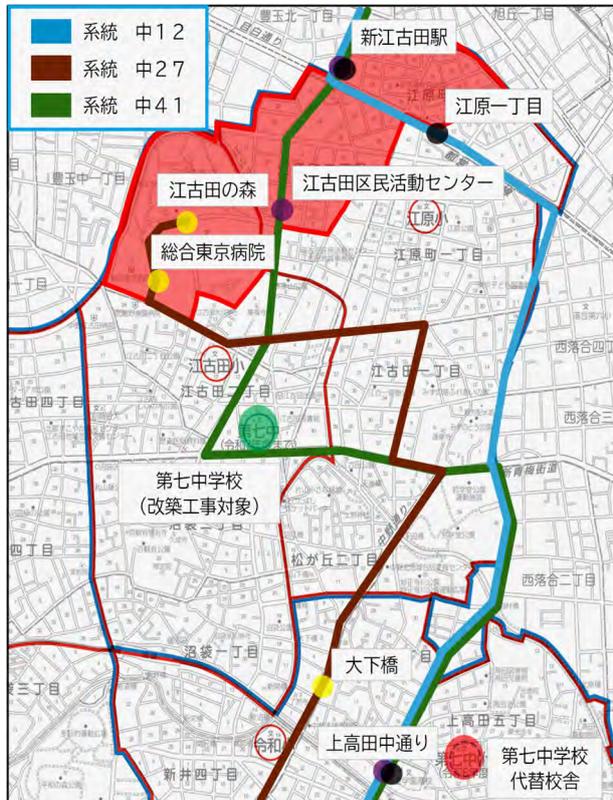
購入可能場所は、(3) の通りですが、混雑が予想される丸山営業所では、お住まいにより、以下の期間で購入ください。

- ・ 江原町にお住まいの方 3月18日（水）から3月24日（火）まで
- ・ 江古田にお住まいの方 3月25日（水）から3月31日（火）まで

8 その他留意事項

- ・ IC通学定期券以外の定期券、スマートフォンへの機能付与は補助外です。
- ・ 購入時に必要な1,000円（デポジット代など）、紛失等により再発行した場合の費用（1,020円）、定期券によらずバスを利用した場合の費用は補助の対象外です。
- ・ 補助の上限額は、59,200円です（3か月定期券×4回分の補助額に相当）。上限額は、バス運賃の改定により、変化することがあります。
- ・ 定期券の利用を止め、購入費用の払い戻しを受けた場合は、払い戻しに応じた補助額の返還を請求します。
- ・ 本人以外の利用など、不正が疑われる場合は、利用状況を調査します。また、不正が発覚した場合は、これまで交付した補助額の全額の返還を請求します。

【参考1】通学に係るバスの経路



【参考2】通学に係るバスの時刻表【7時台】

新江古田駅発

【中12】12 25 35 48

【中41】07 17 30 40 52

2 江原町一丁目発

【中12】14 27 37 50

3 江古田の森発

【中27】03 13 19 25 31 42 48 54

4 総合東京病院発

【中27】03 13 19 25 31 42 48 54

5 江古田区民活動センター発

【中41】09 19 32 42 54

※登校時刻に遅れないよう、余裕をもって乗車ください。

※通学・通勤時間帯は大変混雑いたします。混雑緩和および安全確保のため、できる限りの分散乗車にご協力をお願いいたします。

【担当】中野区教育委員会事務局子ども・教育政策課
学校地域連携係 山田・亀井

TEL03-3228-5548 ✉gakkorenkei@city.tokyo-nakano.lg.jp